

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成31年2月12日
【四半期会計期間】	第138期第3四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	キクカワエンタープライズ株式会社
【英訳名】	KIKUKAWA ENTERPRISE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊川 厚
【本店の所在の場所】	三重県伊勢市朝熊町3477番地36
【電話番号】	0596（21）1011
【事務連絡者氏名】	常務取締役 出口 行男
【最寄りの連絡場所】	三重県伊勢市朝熊町3477番地36
【電話番号】	0596（21）1011
【事務連絡者氏名】	常務取締役 出口 行男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第137期 第3四半期 累計期間	第138期 第3四半期 累計期間	第137期
会計期間	自平成29年 4月1日 至平成29年 12月31日	自平成30年 4月1日 至平成30年 12月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
売上高 (千円)	2,313,188	5,378,662	4,005,263
経常利益 (千円)	164,885	1,497,185	431,586
四半期(当期)純利益 (千円)	187,326	1,206,402	425,238
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	660,000	660,000	660,000
発行済株式総数 (千株)	13,200	1,320	13,200
純資産額 (千円)	8,646,153	9,744,048	8,870,993
総資産額 (千円)	10,870,900	12,660,427	11,270,021
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	149.37	975.02	339.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	1.00	3.00	5.00
自己資本比率 (%)	79.5	77.0	78.7

回次	第137期 第3四半期 会計期間	第138期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成29年 10月1日 至平成29年 12月31日	自平成30年 10月1日 至平成30年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	214.89	273.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は11,880,000株減少し、1,320,000株となっております。
4. 当社は平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。なお、第138期第3四半期累計期間の1株当たり配当額については、基準日が平成30年9月30日であるため、当該株式併合前の金額を記載しております。
5. 当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
6. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における経済情勢は、幅広い業種において企業収益は緩やかながら回復基調で推移しておりますが、ここ暫く株価が低迷するなど、変調の兆しが現われつつあるようにも思われます。

当社製造機械と関連の深い業界動向に着目しますと、木工機械については、国土交通省による平成30年12月建築着工統計が、年換算値で約96万戸と堅調に推移し、また林野庁が9月に公開した「平成29年木材需給表」でも、木材自給率が36.1%と7年連続での増加となり、これらの動向が機械需要を後押しする要因となりました。

工作機械については、日本工作機械工業会の統計を見ますと、内需は引き続き堅調ながらも外需が落ち込んでおり、今後の動向を慎重に見極めて行く必要があると思います。

このような事業環境のもとにおいて、第3四半期累計期間における売上高は、木工機械及び工作機械ともに総じて好調に推移し、前年同四半期比132.5%増の5,378,662千円（前年同四半期は2,313,188千円）と4年ぶりの増収となりました。それに伴い損益面では、営業利益1,420,557千円（前年同四半期は108,281千円）、経常利益1,497,185千円（前年同四半期は164,885千円）、四半期純利益1,206,402千円（前年同四半期は187,326千円）となり、それぞれ2年ぶりの増益となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態につきましては、当第3四半期会計期間末における総資産は、前期末に比べ1,390,405千円増加し、12,660,427千円となりました。

これは主に、投資有価証券が217,810千円減少したものの、現金及び預金が789,596千円、受取手形及び売掛金が621,338千円それぞれ増加したことなどによるものであります。

負債につきましては、前期末に比べ517,350千円増加し、2,916,378千円となりました。

これは主に、繰延税金負債が232,136千円減少したものの、未払法人税等が349,553千円及び買掛金が152,697千円増加したことなどによるものであります。

また、純資産につきましては、前期末に比べ873,055千円増加し、9,744,048千円となりました。その結果、自己資本比率は77.0%となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っておりません。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針について重要な変更はありません。

また、当社では、経営の効率化と製品の高付加価値化を推し進めることにより、年度当初に掲げる売上・利益目標の必達を目指すことが、企業価値および株主価値を向上させるために最重要であると認識しており、毎月開催するマネジメントレビューなどを通じて、その進捗を管理しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は10,144千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社主力製品である木工機械につきましては、顧客にとっては設備投資案件であるために、景気変動の影響を強く受けます。とりわけ国内は住宅産業の需要動向、海外は各国の資源政策や為替動向などに大きな影響を受けません。これに加えてこれからは、世界規模で深刻化する環境問題の対策として、木質資源の有効活用への重要性は更に高まることは必至と思われれます。

また、当社製造の工作機械は自動車産業・各種プラスチック産業・鉄道車両産業・航空機産業などを主な顧客業界としておりますので、それぞれの求める技術を提供して行かねばなりません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、会社創立以来121年の歴史において、自社製品の開発に必須である技術研鑽と顧客サービスの向上に一貫して継続的に取り組んで参りました。

その結果、第3四半期会計期間末において、自己資本比率は77.0%と引き続き健全な財務体質を維持しております。また、資金の流動性についても、現時点において特別な懸念はないものと認識しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、長年の事業継続により、財政的には現時点で大きく懸念する状況にないと判断しております。しかしながら、国内では人手不足に対応する省力化に寄与する技術開発と国際的に競争できるICT技術も活用した高品質な製品の提案を行行かねばなりません。

また、安全確保と健康維持を企業存続の命運を握る最重要課題と認識すると共に、近年様々な業界で顕在化している不祥事などの不測の事態に直面しないよう、また過重労働を規制する働き方改革の方針にも対応して行けるように、内部統制を有効に機能させて行かねばならないと認識しております。

今後の方針につきましては、需要業界のニーズを、様々なネットワークを駆使して入手し、安全かつ扱いやすい顧客業界の求める製品開発を進めて参ります。

更に、製造工程においても最適な工場レイアウトの見直しや設備投資の実施に努めると共に、将来を担う人材育成を着実に実施しながら、世界各国の様々な業界で開催される各種展示会にも積極的に参加することにより、自社技術の優位性を訴えて参ります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注)平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、発行可能株式総数は36,000,000株減少し、4,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,320,000	1,320,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	単元株式数 100株
計	1,320,000	1,320,000		

(注)1.平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は11,880,000株減少し、1,320,000株となっております。

2.平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	11,880	1,320	-	660,000	-	311,280

(注)平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は11,880千株減少し、1,320千株となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 440,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,681,000	12,681	-
単元未満株式	普通株式 79,000	-	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	13,200,000	-	-
総株主の議決権	-	12,681	-

- (注) 1. 平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会において、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は11,880,000株減少し、1,320,000株となっております。
2. 平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。
3. 「完全議決権株式（その他）」の普通株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式419,000株が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。
4. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が440株、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式600株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
キクカワエンタープライズ株式会社	三重県伊勢市朝熊町3477番地36	440,000	-	440,000	3.33
計	-	440,000	-	440,000	3.33

- (注) 1. 平成30年6月28日開催の第137期定時株主総会の決議により、平成30年10月1日付で株式併合（普通株式10株につき1株の割合で株式併合）及び単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を行っております。
2. 上記のほか、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式419,600株を、財務諸表において自己株式として表示しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,134,907	6,924,504
受取手形及び売掛金	1,124,751	1,746,090
製品	89,869	49,212
仕掛品	226,385	449,129
原材料及び貯蔵品	109,358	107,280
その他	57,386	75,899
貸倒引当金	112	174
流動資産合計	7,742,546	9,351,942
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,214,083	1,214,083
その他(純額)	1,029,742	1,028,229
有形固定資産合計	2,243,825	2,242,312
無形固定資産	5,597	5,252
投資その他の資産		
投資有価証券	1,233,472	1,015,662
その他	44,579	45,257
投資その他の資産合計	1,278,051	1,060,919
固定資産合計	3,527,474	3,308,484
資産合計	11,270,021	12,660,427

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	395,838	548,535
未払法人税等	66,503	416,057
前受金	684,993	786,422
賞与引当金	120,960	62,400
役員賞与引当金	28,000	75,000
その他	179,200	320,329
流動負債合計	1,475,495	2,208,745
固定負債		
繰延税金負債	283,445	51,308
退職給付引当金	530,616	538,328
役員退職慰労引当金	103,595	107,870
従業員株式給付引当金	5,875	10,126
固定負債合計	923,531	707,633
負債合計	2,399,027	2,916,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	660,000	660,000
資本剰余金	395,661	395,661
利益剰余金	7,523,580	8,639,863
自己株式	193,068	274,588
株主資本合計	8,386,173	9,420,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	484,819	323,112
評価・換算差額等合計	484,819	323,112
純資産合計	8,870,993	9,744,048
負債純資産合計	11,270,021	12,660,427

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	2,313,188	5,378,662
売上原価	1,426,133	2,791,368
売上総利益	887,054	2,587,294
販売費及び一般管理費	778,773	1,166,736
営業利益	108,281	1,420,557
営業外収益		
受取利息	4,394	3,310
受取配当金	20,719	21,799
為替差益	2,859	17,473
売電収入	11,789	11,865
その他	21,730	28,245
営業外収益合計	61,493	82,695
営業外費用		
支払利息	25	425
売電費用	4,838	4,749
その他	24	892
営業外費用合計	4,889	6,067
経常利益	164,885	1,497,185
特別利益		
投資有価証券売却益	30,618	-
補助金収入	24,219	-
特別利益合計	54,837	-
税引前四半期純利益	219,723	1,497,185
法人税、住民税及び事業税	26,927	465,204
法人税等調整額	5,468	174,421
法人税等合計	32,396	290,783
四半期純利益	187,326	1,206,402

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度末日及び四半期会計期間末日満期手形

前事業年度末日及び四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度末日及び当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度末日及び当四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	10,818千円	80,399千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	74,215千円	83,480千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	51,843	4.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	12,960	1.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

(注)1.平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当1,680千円が含まれております。

2.平成29年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当420千円が含まれております。

当第3四半期累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	51,840	4.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金
平成30年11月9日 取締役会	普通株式	38,278	3.00	平成30年9月30日	平成30年12月3日	利益剰余金

- （注）1．平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。なお、1株当たり配当額については、基準日が平成30年9月30日であるため、当該株式併合前の金額を記載しております。
- 2．平成30年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当1,680千円が含まれております。
- 3．平成30年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当1,258千円が含まれております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年12月31日）

当社は、機械の製造並びに販売事業において単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）	当第3四半期累計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年12月31日）
1株当たり四半期純利益金額	149円37銭	975円02銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額 （千円）	187,326	1,206,402
普通株主に帰属しない金額 （千円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 （千円）	187,326	1,206,402
普通株式の期中平均株式数 （株）	1,254,073	1,237,306

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2．当社は平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

平成30年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額.....38,278千円

（ロ）1株当たりの金額.....3円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成30年12月3日

（注）1．平成30年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

2．「1株当たりの金額」については、基準日が平成30年9月30日であるため、平成30年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月7日

キクカワエンタープライズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 幸彦 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松嶋 康介 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキクカワエンタープライズ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第138期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、キクカワエンタープライズ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。